◎　教育費の無償化について（イメージ図）

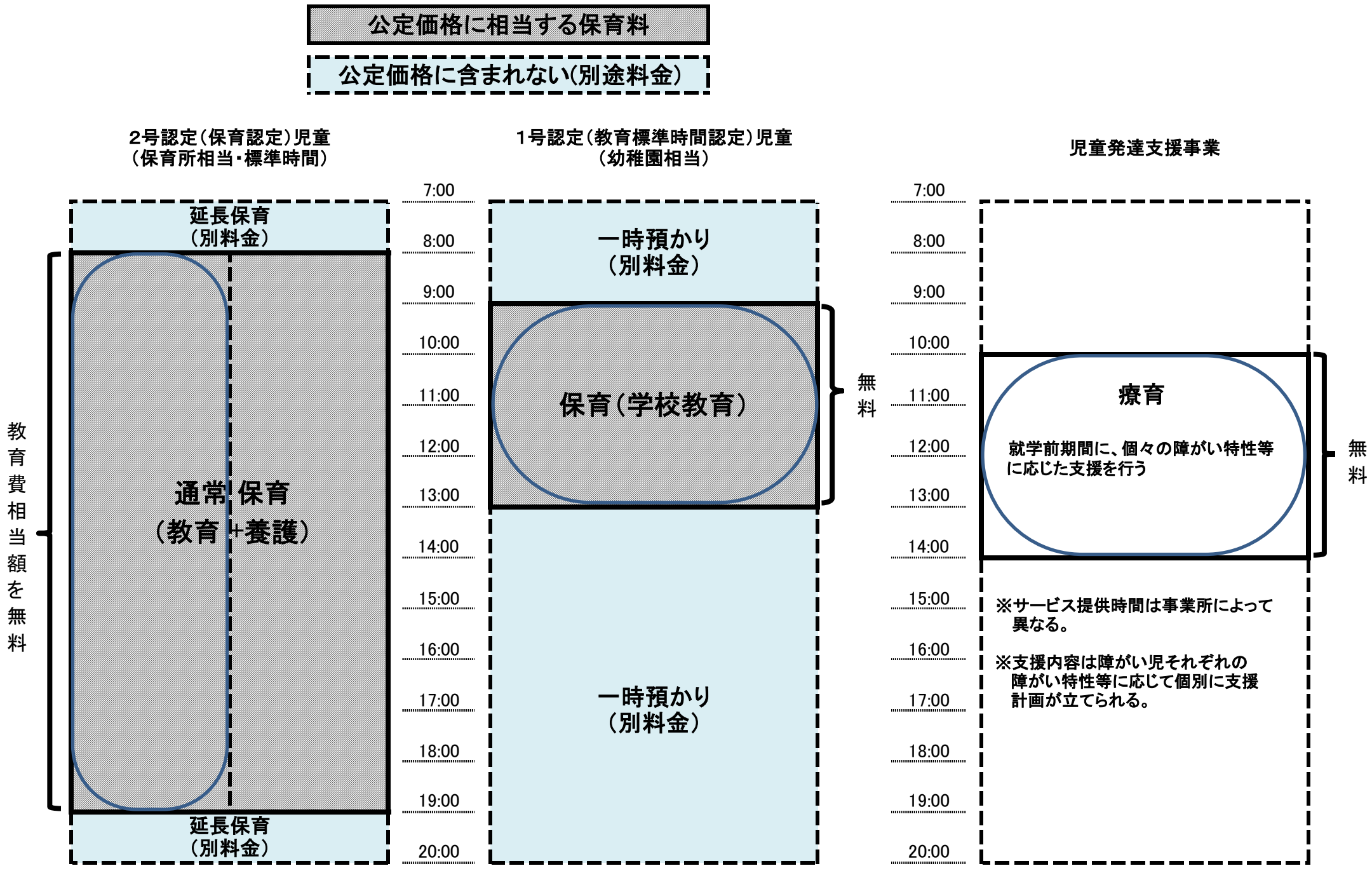

資料２－１

認可外保育施設における教育費無償化の概要について（平成29年度）

			①		②		③
対象児童の区分			認可保育所等への入所を申し込んでいたが利用保留となり、やむを得ず認可外保育施設を利用している児童（利用保留児童）		①以外で、保育所保育指針等に準拠した「一定の教育の質」が認められた認可外保育施設を利用している児童		①・②以外で特色ある教育を行っている認可外保育施設を利用している児童
補助対象となる要件	共通の要件	1	対象児童が大阪市内に住所を有すること				
		2	対象児童が4歳児または5歳児（誕生日が平成23年4月2日～平成25年4月1日）であること				
		3	対象児童が幼稚園、保育所、認定こども園を利用していないこと				
		4	対象児童が大阪市内にある認可外保育施設を利用していること				
		5	対象児童が利用する認可外保育施設が認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書または通知を交付されていること。 ＊　利用されている施設が証明書又は通知が交付されているかどうかについては、「認可外保育施設最新立入調査結果」をご覧ください。なお、保護者の職場に併設している認可外保育施設（いわゆる事業所内保育施設）については、ホームページに掲載していない施設がありますので、対象施設になるかどうかについては担当までお問い合わせください。				
		6	対象児童が利用する認可外保育施設との利用契約について、1日4時間以上かつ週5日以上の教育・保育を内容とする契約で、契約期間が1か月以上であること				
	区分ごとの要件	7	対象児童について、保護者が、大阪市に対し、認可保育所等の利用を申し込み、利用希望として2か所以上の認可保育所等を申請書に記入したこと ＊　ただし、正当な理由なく、認可保育所等の利用内定を辞退した場合は対象となりません。	7	対象児童が、保育所保育指針等に準拠した「一定の教育の質」が認められた認可外保育施設を利用していること ＊　補助対象施設である認可外保育施設は別紙のとおりです。（平成29年12月に補助対象施設を決定）	7	対象児童が、特色ある教育を行っている認可外保育施設を利用していること ＊　平成30年度からの実施に向け、平成29年度に対象となる認可外保育施設の要件を検討します。
		8	対象児童が大阪市から2号認定を受けていること				
支給される補助金	対象期間		平成29年4月分保育料から対象				平成30年4月分保育料から対象（予定）
	支給金額		保育料の半額（教育費相当額）を補助します。ただし、年額上限308,000円とします。 ＊　「保育料」とは、基本的な教育・保育にかかった費用（基本料金）のことです。英会話、音楽教室等の受講、延長保育・一時保育等の付加的な教育・保育にかかる費用、教材費、食事代、おむつ代等の実費負担及び入会金、年会費等の一時的な費用は補助対象外となります。				
	支給方法		大阪市に対し、保護者が直接申請します。大まかな流れは次のとおりです。 交付申請（保護者）　⇒　交付決定（大阪市）　⇒　実績報告（保護者・平成30年3月頃）　⇒　補助金支給（大阪市・平成30年5月頃） ＊　交付決定の時点では補助金は支払われません。1年間の保育料をお支払いいただいたのちに、実績報告をご提出いただき、その支払実績に基づき、補助金を支給します。				平成30年度からの実施に向け検討
	保護者への連絡		利用保留児童の保護者に対し、大阪市から郵送で連絡します。平成29年4月から6月までに利用保留となった児童の保護者に対しては、平成29年9月に連絡済みです。平成29年7月から11月までに利用保留となった児童の保護者に対しては、平成29年11月に連絡済みです。平成29年11月から平成30年2月までに利用保留となった児童の保護者に対しては、平成30年2月に連絡済みです。		補助対象施設である認可外保育施設を通じて、対象児童の保護者に、平成29年12月に連絡済みです。		

別紙　平成29年度　②の区分の補助対象施設　（保育所保育指針等に準拠した「一定の教育の質」が認められた認可外保育施設）

	区	施設名	所在地	設置者	対象児童数（見込）
1	北区	キンダーキッズインターナショナルスクール　大阪本校	大阪市北区錦町4-33	株式会社キンダーキッズ	73
2	北区	愛の恵幼稚園	大阪市北区天神橋8-4-19	宗教法人正蓮寺	44
3	北区	にじのとり保育園　分園	大阪市北区同心1-9-13	株式会社にじのとり	11
4	福島区	みるきー幼保園（ふくしま園）	大阪市福島区福島5-16-15　福島宮脇ビル1F	株式会社育プロ	14
5	西区	大阪ＹＭＣＡ英語幼児園　土佐堀園	大阪市西区土佐堀1-5-6	学校法人大阪ＹＭＣＡ	31
6	港区	キンダーキッズインターナショナルスクール　大阪ベイ	大阪市港区弁天1-2-2　ORC200 2番街8F	株式会社キンダーキッズ	28
7	天王寺区	大阪ＹＭＣＡ英語幼児園　天王寺園	大阪市天王寺区南河堀町9-52	学校法人大阪ＹＭＣＡ	24
				計	225

※　この表に掲載の施設は、平成29年度及び平成30年度の2年間を補助対象期間とする補助対象施設です。
平成30年度のみの1年間を補助対象期間とする補助対象施設について、平成30年3月末頃に決定します。
平成31年度以降も引き続き補助対象施設と認められるためには、大阪市による更新評価を受け、改めて補助対象施設に認められる必要があります。

（参考データ）　大阪市の就学前児童・教育保育施設の状況

就学前児童の状況（平成２９年４月１日）

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
就学前児童数	21,653	21,558	20,951	20,655	20,401	20,475	125,693
1号相当利用児童数	-	-	-	8,294	9,672	9,963	27,929
幼稚園等利用率	-	-	-	40.2%	47.4%	48.7%	22.2%
2・3号利用児童数	3,470	8,406	9,644	9,501	9,556	9,485	50,062
保育所等利用率	16.0%	39.0%	46.0%	46.0%	46.8%	46.3%	39.8%
認可外保育施設利用児童数	161	821	996	649	571	498	3,696
発達支援事業所	265			410	641	688	2,004

就学前教育・保育施設数

		H29.4.1	H30.2.1
保育所	公立	99	97
	うち公設置民営	35	33
	民間	321	327
	計	420	424
幼稚園	公立	54	54
	民間（新制度）	13	12
	民間（私学助成）	90	89
	国立	1	1
	計	158	156
認定こども園		51	52
地域型保育事業		140	148
認可外保育施設		262	333
うち企業主導型保育事業		21	70

※H29.4.1時点の認可外保育施設262施設のうち、証明書等発行施設は191施設

こども・子育て支援会議
認可外保育施設教育費補助審査部会　委員名簿

（五十音順・敬称略）

氏　名	役職名	備　考
岡本　和惠	常磐会短期大学 幼児教育科　教授	
瀧川　光治	大阪総合保育大学 児童保育学部　教授	
寺見　陽子	神戸松蔭女子学院大学　人間科学部 子ども発達学科　教授	部会長
西村　英一郎	弁護士	
堀　千代	常磐会短期大学 幼児教育科　教授	部会長代理

平成２９年度認可外保育施設教育費補助にかかる補助対象施設　募集要項（抜粋）

募集スケジュール

・募集開始	平成２９年８月２１日
・説明会	平成２９年９月４日
・申請書類の受付期間	平成２９年９月１３日～平成２９年９月２２日
・書類審査の結果通知	平成２９年９月２９日
・実地調査 職員による現地確認	平成２９年１０月から１１月
・認可外保育施設教育費補助審査部会 外部有識者による審査・選定	平成２９年１１月から１２月
・選定結果通知	平成２９年１２月１１日

応募資格

応募資格は、次に掲げる項目を満たす法人または個人とする。

1	児童福祉法第３４条の１５第３項第４号イからル及び同法第３５条第５項第４号イからルに該当しないこと。
2	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に定義される暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者が構成員の中に存在する団体に該当していないこと。

設置・運営の条件

補助対象施設を設置・運営するにあたっての条件は、次に掲げる項目とする。

1	本申請対象の認可外保育施設（以下、「当該施設」という。）を大阪市内に設置し、当該施設について、平成２９年８月１日時点において、現在の設置場所で１年以上の運営実績があること。（平成２８年８月１日以前に開設していること。）（以下略）
2	当該施設について、平成２８年８月１日から平成２９年８月１日までの間に、途切れることなく、大阪市から認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付または通知を受けていること。（略）また、居宅訪問型保育事業を目的とする施設は対象外とする。
3	当該施設において、１日４時間以上かつ週５日以上の教育・保育の実施を内容とする利用契約を設定し、当該契約を利用する４、５歳の児童数が１年間（略）の各月１日時点（略）契約児童の平均で５人以上いること。
4	当該施設に従事する保育従事者の必要数の２分の１以上は、保育士、看護師（准看護師を含む）、幼稚園教諭、子育て支援員研修（地域保育コース（地域型保育））の修了証書を交付された者であること。（以下略）
5	当該施設に従事する保育従事者と調理員を兼務させないこと。
6	当該施設において、当該施設の運営に対応した、次の①～⑥の内容に関するマニュアルを作成していること。 ①児童虐待を発見した場合の対応、②アレルギーを持つこどもへの対応、③食中毒の予防及び発生時の対応、④感染症の予防及び発生時の対応、⑤災害（火災、地震、津波等）や不審者侵入の発生時の対応、⑥事故の予防及び発生時の対応

審査項目（大項目）

1	管理者	7	人間関係	13	食事の提供
2	職員	8	自然・社会	14	こどもの健康管理・感染症予防
3	保育課程の編成	9	言語環境	15	安全管理
4	生活と遊び	10	小学校就学に向けた配慮	16	保護者に対する支援
5	発達と援助	11	こどもの人権の尊重	17	苦情解決・記録の管理
6	基本的な生活習慣	12	教育・保育環境		

※審査項目（大項目）１７項目に基づき、審査項目（小項目）５０項目を設定している。
※各審査項目（小項目）への配点は２点とし、１００点（５０項目×２点）を満点とする。
　各審査項目（小項目）における採点の考えは、次のとおりとする。
　　２点　…　項目の内容を満たしている
　　１点　…　項目の内容を概ね満たしているが、改善が必要なところがある
　　０点　…　項目の内容を満たしていない
※審査の結果、各審査項目（大項目）１７項目で５０％以上の点数を獲得し、かつ、全体で６０点以上の点数を獲得した施設を「審査項目の内容を満たす施設」とする。

申請書類

番号	申請書類
１	認可外保育施設教育費補助にかかる補助対象施設応募申請書
２	申請者・施設の概要について
３	施設平面図（各保育室等の面積、定員、歳児などがわかるもの）
４	施設内の状況がわかる写真（出入口、保育室、調理室、手洗い場、トイレ等）
５	管理者の資格証明書の写し（教育・保育にかかる資格のみ）
６	職員の資格証明書の写し（教育・保育にかかる資格のみ）
７	職員配置ローテーション表（１か月分）
８	職員の出勤簿（１か月分）　※７番のローテーション表と同じ月のもの
９	職員研修計画（平成２８年度）
１０	職員研修を実施した記録（平成２８年度）
１１	施設における教育・保育の内容等について
１２	保育課程、あるいは、保育課程に準じたもの
１３	年間行事計画
１４	年案
１５	月案（４・５歳児全クラスの１か月分）
１６	週案（１５番の月案と同じ月の４・５歳児全クラスの１週分）
１７	デイリープログラム（１６番の週案と同じ週のものすべて）
１８	保護者への情報提供の書類（利用開始時説明書類、園だより等）
１９	献立表（１か月分）　※すべてのこどもが弁当持参の施設は除く
２０	食育年間計画（平成２８年度）
２１	食育実施記録（平成２８年度）
２２	保護者との情報交換の書類（連絡帳等）
２３	懇談会や保育参加の実施状況が確認できる書類
２４	こどもの教育・保育等について記録した資料（保育所児童保育要録に準じたもの等）
２５	各種マニュアル（①～⑥の内容に関するマニュアル） ①児童虐待を発見した場合の対応、②アレルギーを持つこどもへの対応、③食中毒の予防及び発生時の対応、④感染症の予防及び発生時の対応、⑤災害（火災、地震、津波等）や不審者侵入の発生時の対応、⑥事故の予防及び発生時の対応
２６	大阪市発行の認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書または通知の写し
２７	委託契約書の写し　※事業所内保育施設で委託により運営している場合のみ
２８	法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）　※申請者が法人の場合のみ
２９	住民票の写し　※申請者が個人の場合のみ
３０	印鑑登録証明書
３１	当該施設の使用権原がわかるもの（賃貸借契約書の写しなど）
３２	応募資格（１）及び（２）を満たす旨の誓約書
３３	返信用封筒（書類審査の結果通知用）

平成２９年度認可外保育施設教育費補助にかかる補助対象施設　募集要項（抜粋）

別紙　補助対象施設の選定における審査項目

大項目			小項目	
		内　容		内　容
1	管理者	管理者は、教育・保育施設の運営に携わった経験を有し、職員への指導力を発揮している。	1	管理者は、認可外保育施設等の教育・保育施設の運営に携わった経験を有している。
			2	管理者は、中長期的な運営の方針及び目標を持ち、その実行に向けて、職員への指導力を発揮している。
2	職員	安心・安全に教育・保育を提供する職員体制を確保し、職員の質の向上に努めている。	3	クラスの担任が固定しているなど、日々の教育・保育の中で職員間の役割と責任の範囲を定めており、また、その上で、主たる開所時間内において認可外保育施設指導監督基準に示す保育従事者の必要数を越える職員配置を行う時間を設けていることにより、安心・安全に教育・保育が提供できる職員体制となっている。
			4	人材育成にかかる研修計画等を作成した上で、職員会議や職員研修を行うための時間及び書籍等を確保するなどにより、職員一人ひとりの研修の機会が確保されている。
3	保育課程の編成	保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、こどもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成し、保育計画に反映されている。	5	保育課程が、保育所保育指針などの趣旨をとらえて編成され、保育の方針や目標に基づいて編成されている。
			6	保育課程は職員全員が参画して編成している。
			7	保育課程の編成は、定期的に評価し、評価に基づき改善されている。
			8	保育計画として作成する年間行事計画、年案、月案、週案、デイリープログラムについて、相互につながりがあるものとなっており、保育課程とも整合性がとれている。
4	生活と遊び	生活や遊びが教育・保育の中心となるよう、適切な環境が整備され、教育・保育の内容や方法に配慮されている。	9	保育所保育指針・幼稚園教育要領で示す５領域の内容を、生活や集団における遊びを通して総合的に身につけられるよう計画し、実践されている。
			10	４歳児の教育・保育に関して、集団の中で自分の力を発揮しながら、友だちとともに楽しみながら遊びや活動に取り組めるような環境が整えられ、保育の内容が適切に行われている。
			11	５歳児の教育・保育に関して、集団の中で一人ひとりの個性が活かされ、友だちと協力して一つのことをやり遂げるといった遊びや活動に取り組めるような環境が整えられ、保育の内容が適切に行われている。

大項目			小項目	
		内　容		内　容
5	発達と援助	こどもの生活と発達について、こども一人ひとりを受容し、理解を深めた働きかけや援助が行われている。	12	家庭環境や生活リズム、また身体的成長の差等から生じるこども一人ひとりの違いを十分に把握し、尊重している。
			13	こどもの欲求や要求に対して、そのつど気持ちを受け止めて対応し、こどもにわかりやすい穏やかな言葉使いで接している。
			14	登所時に泣くこどもに対して、放っておいたり、叱ったりするのではなく、こどもの状況に応じて、抱いたり、やさしく声をかけたりしている。
6	基本的な生活習慣	こどもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。	15	食事、排泄、睡眠、着脱、清潔などの基本的な生活習慣の確立ができるような環境が整えられている。
			16	自分の健康に関心を持ち、病気の予防や健康増進のための習慣や態度を身につけられるような働きかけがされている。
			17	戸外で遊ぶ時間や空間が確保され、遊びの中で、こどもたちが自ら進んで体を動かすことができるような働きかけがされている。
7	人間関係	こどもが主体的に活動し、様々な人間関係や友だちとの協同的な体験ができるような環境が整備されている。	18	こどもが自発性を発揮できるような働きかけをし、こどもたちが友だちと協同して活動できるような働きかけをしている。
			19	こども同士の関係をよりよくするような適切な言葉かけをし、けんかの場面では、危険のないように注意しながら、こどもたち同士で解決するように援助している。
			20	当番活動や順番を守る、あいさつができる、物を大切に扱うなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。
8	自然・社会	こどもが主体的に身近な自然や社会とかかわれるような環境が整備されている。	21	こどもが身近に動植物に接する機会をつくっている。
			22	散歩や行事などで、こどもたちが主体的に地域の人たちに接する機会をつくり、また、地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。
			23	季節や時期、こどもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える地域の伝統的な行事などを日常保育の中に取り入れている。
9	言語環境	こどもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような環境が整備されている。	24	遊びや活動の中で、様々な話し言葉に触れる機会を設け、絵本の読み聞かせや紙芝居などを積極的に取り入れている。
			25	クレヨン・絵具・粘土・紙など、様々な素材や用具などをこどもが自分で考え選んで工夫して遊ぶことができるように用意されている。
			26	こどもが遊びの中で自由に歌ったり、踊ったり、いろいろな楽器を楽しんだりすることができ、身体を使った様々な表現遊びが取り入れられている。

大項目			小項目	
		内　容		内　容
10	小学校就学に向けた配慮	教育・保育内容において、小学校との連携や就学を見通した配慮が行われている。	27	小学校のことについて知ったり、小学生と交流したりすることで、こどもが小学校以降の生活について見通しを持てるようにする機会が設けられている。
			28	保護者が小学校以降のこどもの生活について見通しを持てるような場が設けられている。
11	こどもの人権の尊重	こどもの人権を尊重し、不適切な養育や虐待を受けていると疑われるこどもの早期発見及び虐待の予防に努め、体罰等こどもへの不適切な対応が行われないよう、防止と早期発見に取り組んでいる。	29	こどもの基本的人権の尊重やプライバシーの保護についての考えをまとめたマニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。
			30	児童虐待を発見した場合の対応について定めたマニュアルが利用するこどもやその保護者の実態に応じたものとなっており、不適切な養育や虐待を受けていると疑われるこどもの早期発見に努めている。
			31	職員に対して不適切な養育や虐待が疑われるこどもの特徴をはじめ、虐待に関する理解を促すための取組を行っている。
			32	体罰や暴言、威嚇等起こりやすい状況や場面について、体罰等を伴わない援助技術を修得できるよう研修や話し合いを行っている。
12	教育・保育環境	生活にふさわしい場として、こどもが心地よく過ごすことのできるような教育・保育環境が整備されている。	33	採光や換気、保温、清潔等の環境保健に配慮している。また、手洗い場・トイレは、明るく清潔で、こどもが利用しやすい設備が用意され、安全への工夫がされている。
			34	安心した環境の中で、自由に遊びに取り組めるよう配慮され、一人ひとりのこどもがくつろいだり落ち着ける場所がある。
			35	保育室の環境の色彩や音、家具や遊具の素材・配置等が工夫されており、安心して豊かな活動ができるように配慮されている。
13	食事の提供	食事を楽しむことができる工夫をし、アレルギー対応、食中毒の予防や発生時の対応についての体制を整備している。	36	食事をする部屋としての雰囲気づくりに配慮する、こどもが友だちや職員と一緒に食事を楽しむ、こどもが配膳や後片づけなどに参加するなどにより、こどもが食べ物に関心を持つよう工夫している。
			37	食事の献立については、旬の物や季節感のある食材を活かし、行事食なども随時取り入れ、個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。
			38	アレルギーや食中毒に対応するマニュアルが施設運営や利用するこどもの実態に応じたものとなっており、職員に周知徹底するとともに、食事の際、職員全員の認識のもと、アレルギーのあるこどもと他のこどもたちとの相違に配慮している。

大項目			小項目	
		内　容		内　容
14	こどもの健康管理・感染症予防	こどもの健康管理は、こども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。感染症の予防や発生時におけるこどもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	39	保護者から聞き取って、こども一人ひとりの健康状態に関する情報を把握できており、必要に応じ関係職員に周知されている。
			40	体調のすぐれないこどもについては、保護者と確認し、食事の内容やその日の過ごし方について柔軟に対応している。こどもの体調悪化・けがなどについてはとくに留意して保護者に伝え、事後の確認をしている。
			41	感染症の予防と発生時等の対応マニュアルが施設運営や利用するこどもの実態に応じたものとなっており、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催するなど、職員に周知徹底している。
15	安全管理	災害時、事故発生時等におけるこどもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	42	火災、地震、津波、不審者の侵入等への対応を示した安全管理マニュアルが施設周辺の状況や施設運営、利用するこどもの実態に応じたものとなっており、定期的に避難訓練を行う等により、職員に周知徹底している。
			43	日常の安全管理や事故防止、耐震対策のため、設備等（遊具・玩具・用具・園庭など）の安全点検を定期的に行っている。
			44	事故の予防及び発生時の対応マニュアルが、あらゆる事故を想定した上で、事故発生時にはすぐに対応できるように構成されており、職員に周知徹底するとともに、事故発生の危険性の軽減策の１つとして、「慣らし保育」の仕組みを導入し、保護者が関心を持っているような場合には保護者に対し啓発を行うことができている。
			45	事故等による心停止等に対応するため、AEDをすぐに使用できる環境を整えるとともに、管理者も含めた複数の職員が普通救命講習を受講している、または、受講を予定している。
16	保護者に対する支援	家庭とこどもの教育・保育が密接に関連した保護者支援を行い、保護者と共通の理解を得るための機会を設けている。	46	連絡帳への記載などの日常的な情報交換を行った上で、日々のコミュニケーションにより、保護者との信頼関係がつくられている。
			47	個別の相談や送迎の際の対話など記録等によってそのことが確認できる。また、家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されている。
			48	保護者との相互理解のために懇談会などの話し合いの場を設けたり、保護者の保育参加を行うなど、保護者と共通理解を得るための機会を設けている。

大項目			小項目	
		内　容		内　容
17	苦情解決・記録の管理	苦情解決の仕組みが確立しており、また、こどもに関する記録が適切に行われている。	49	苦情解決の体制を整備し、保護者への周知を行い、苦情を受け付けし解決を図った記録が適切に保管されている。
			50	こども一人ひとりの教育・保育、健康管理についての記録を統一した様式等により記録し、職員間で共有されている。

※　審査項目（大項目）１７項目に基づき、審査項目（小項目）５０項目を設定しています。

※　各審査項目（小項目）への配点は２点とし、１００点（５０項目×２点）を満点とします。
各審査項目（小項目）における採点の考えは、次のとおりとします。

2 点　…　項目の内容を満たしている
1 点　…　項目の内容を概ね満たしているが、改善が必要なところがある
0 点　…　項目の内容を満たしていない

※　審査の結果、各審査項目（大項目）１７項目で５０％以上の点数を獲得し、かつ、全体で６０点以上の点数を獲得した施設を「審査項目の内容を満たす施設」とします。

認可外保育施設における幼児教育の無償化にかかる国への提案・要望についての
こども・子育て支援会議認可外保育施設教育費補助審査部会委員からのコメント

西村　英一郎　委員
（弁護士）

すべての認可外保育施設ではなく、教育・保育の質及び安全・安心がある程度確保されている認可外保育施設のみを幼児教育の無償化の対象にしていただきたい。そのため、認可外保育施設指導監督基準の中に、幼児教育の無償化の対象になるための基準を設け、その基準を満たした施設のみを幼児教育の無償化の対象とすることが望ましい。そして、対象となった後は、指導監督を強化することだけではなく、教育・保育の経験豊かな巡回指導員を施設に派遣し、施設の保育従事者に寄り添った保育の実践的な助言を行うことにより、さらなる質の向上に努めてほしい。

岡本　和惠　委員
（常磐会短期大学幼児教育科　教授）

認可外保育施設の中には、管理者や職員の知識や経験のみに基づいて教育・保育を行っていて、保育所保育指針等、それらに基づく保育計画等についてまったく理解していない施設があり、そのような施設は幼児教育の無償化の対象にするべきではないと思う。基本となる保育所保育指針等を十分に理解した上で、偏りのない、バランスの取れた教育・保育を行うために、外部から施設が行っている教育・保育内容についてチェックをしてもらうような体制を築いていく必要がある。

寺見　陽子　部会長
（神戸松蔭女子学院大学人間科学部子ども発達学科　教授）

幼児教育の無償化の対象になるにあたって、外部からチェックを受けるということは必要であり、第三者評価の仕組みを活用することもその１つである。第三者評価を受けることによって、保育を行うにあたって必要とされる書類や各種マニュアルが整理される。それが、保育所保育指針等に基づく教育・保育の実践、安全・安心の確保につながる。少なくとも、幼児教育の無償化の対象となる認可外保育施設が保育所保育指針をまったく理解していないということがないようにしていただきたい。

堀　千代　部会長代理
（常磐会短期大学幼児教育科　教授）

幼児教育の無償化の実施にあたっては、教育の視点からだけではなく、養護と教育を一体的に行う保育の場であるということを再確認してほしい。早期教育を行うからいいのでなく、養護と教育を一体的に行う保育の場の社会的な役割の重要性、つまり、こどもの生活の基盤を整えて精神的な安定を図るとともに、集団の中でこども同士が学び育ち合うことが大事である。外部の目から見て、これらのことがしっかり実践できると認めた認可外保育施設を幼児教育の無償化の対象にされたい。

資料７

認可保育所と認可外保育施設における事故での死亡数について

H30.2.26　大阪市こども青少年局

平成26年　(H26年1月1日～12月31日)

◎重大事故報告の内訳

(単位：人)

	死亡数	負傷等数	合計	【参考】利用児童数
認可保育所	5	150	155	2,266,813
認可外保育施設	12	10	22	200,721
計	17	160	177	2,467,534

＊　平成27年2月3日　厚生労働省雇用均等・児童家庭局「保育施設における事故報告集計」より抜粋

◎年齢別

認可保育所　(単位：人)

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	計
死亡数	0	1	0	0	3	1	0	5
負傷等数	2	6	17	22	33	52	18	150
計	2	7	17	22	36	53	18	155

認可外保育施設　(単位：人)

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	計
死亡数	8	4	0	0	0	0	0	12
負傷等数	3	1	1	0	2	2	1	10
計	11	5	1	0	2	2	1	22

平成27年　(H27年1月1日～12月31日)

◎重大事故報告の内訳

(単位：人)

	死亡数	負傷等数	合計	【参考】利用児童数
認可保育所	2	342	344	2,159,357
その他の認可外保育施設	9	3	12	275,322
計	11	345	356	2,434,679

＊　平成28年4月18日　内閣府子ども・子育て本部「「教育・保育施設等における事故報告集計」の公表及び事故防止対策について」より抜粋

◎年齢別

認可保育所　(単位：人)

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	計
死亡数	0	1	0	1	0	0	0	2
負傷等数	1	22	37	47	81	105	49	342
計	1	23	37	48	81	105	49	344

認可外保育施設　(単位：人)

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	計
死亡数	7	2	0	0	0	0	0	9
負傷等数	1	1	0	0	0	1	0	3
計	8	3	0	0	0	1	0	12

平成28年　(H28年1月1日～12月31日)

◎重大事故報告の内訳

(単位：人)

	死亡数	負傷等数	合計	【参考】利用児童数
認可保育所	5	469	474	2,136,443
その他の認可外保育施設	★ 7	8	15	251,537
計	12	477	489	2,387,980

★　平成28年4月に、大阪市内の認可外保育施設で死亡事故が発生

＊　平成29年5月12日　内閣府子ども・子育て本部「「平成28年教育・保育施設等における事故報告集計」の公表及び事故防止対策について」より抜粋

◎年齢別

認可保育所　(単位：人)

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	計
死亡数	1	2	0	0	0	0	2	5
負傷等数	2	18	39	74	120	155	61	469
計	3	20	39	74	120	155	63	474

認可外保育施設　(単位：人)

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	計
死亡数	5	★ 2	0	0	0	0	0	7
負傷等数	0	1	2	3	0	1	1	8
計	5	3	2	3	0	1	1	15

○　認可外保育施設の事故における児童の死亡数が、認可保育所と比較しても多く、また、0歳児・1歳児に集中していることから、0歳児・1歳児に対する認可外保育施設の無償化に向けての質の担保については、慎重な検討が必要と考えている。

大阪市認可外保育施設教育費補助における補助対象施設への巡回指導の概要

大阪市単独事業

目的	補助対象施設に選定された認可外保育施設に対し、本市職員による巡回指導を実施し、教育・保育の質の維持及びさらなる充実を図る。
担当職員	公募選定時に実地調査を行った職員（保育士）２名が指導に当たる。
指導内容 （平成 30 年 1 月実施）	公募の審査において、認可外保育施設教育費補助審査部会から示された意見についての対応状況を確認し、また、平成３０年度改定の保育所保育指針への対応について確認する。今後の施設における教育・保育の進め方について指導・助言を行う。
巡回指導の進め方 （平成 30 年 1 月実施）	巡回指導の進め方としては、まずは、施設を訪問し、審査部会からの意見に対する考えや保育所保育指針等改定への対応についてヒアリングし、施設としての対応の方向性を確認する。ヒアリング後、施設から対応結果について記した報告書を提出してもらう。報告書の提出を受け、修正等が必要と判断した場合は、改めてヒアリングを行い、指導・助言を行う。

（参考）大阪市における「多様な主体の参入促進事業」概要

国庫補助事業（新規の認可施設等に対する実地支援、相談・助言を行うことを目的に実施）

事業類型		平成 29 年度 巡回実績（見込み）		施設類型	平成 29 年度 巡回実績(見込み)	
		巡回数	箇所数		巡回数	箇所数
地域型 保育事業	小規模保育事業Ａ型	月２回	29 事業所	認可保育所	月２回	13 園
	小規模保育事業Ｂ型	月２回	0 事業所	認定こども園（０～２歳児）	月１回	3 園
	小規模保育事業Ｃ型	月２回	22 事業所			
	事業所内保育事業Ａ型	月２回	1 事業所			
	家庭的保育事業	月３回	14 事業所	合計		82 箇所

○実施体制
　巡回指導員（非常勤嘱託職員）　８名
○事業費
　平成２９年度　予算　２３，９５８千円
○特定財源
　・国庫支出金　７，９８６千円
　子ども・子育て支援交付金：多様な事業者の参入促進・能力活用事業（１/３補助）
　・府支出金　７，９８６千円
　子ども・子育て支援交付金：多様な事業者の参入促進・能力活用事業（１/３補助）

「子ども・子育て新制度における１号認定こどもの利用者負担」と「就園奨励費補助金の対象となる保育料」

子ども・子育て新制度における１号認定こどもの利用者負担	就園奨励費補助金の国庫補助対象経費
保育料 国基準を限度として世帯所得等を勘案して市町村が定める **特定負担額（上乗せ徴収）** 教育・保育の質の向上を図る上で特に必要と認められる対価 ⇒公定価格上の基準を超えた教員配置・平均的な水準を超えた施設整備等 **実費徴収** 教育・保育施設の利用において通常必要とされる経費 ⇒文房具代・制服代、遠足代・行事参加代、給食代・食材費、通園バス代等	**就園奨励費補助金交付要綱** 入園料及び保育料 **平成26年度幼稚園就園奨励費補助金に係る国庫補助限度額等について（通知）の補足（平成26年7月２５日付け事務連絡）** 入園料及び保育料以外の経費は国庫補助の対象外であるが、保育料に給食費、教材費、施設整備費等が含まれている場合については、以下の点に該当する場合に国庫補助の対象となり得る。 ①費用の区分なく単一の保育料として園則で定められるとともに保護者に対しても示されていること ②同一学年の在園時全員から一律に徴収され、在園時全員に対する教育上必要なものに充当されるものであること。

＜子ども・子育て支援新制度における利用者負担と幼児教育無償化の対象（イメージ）＞

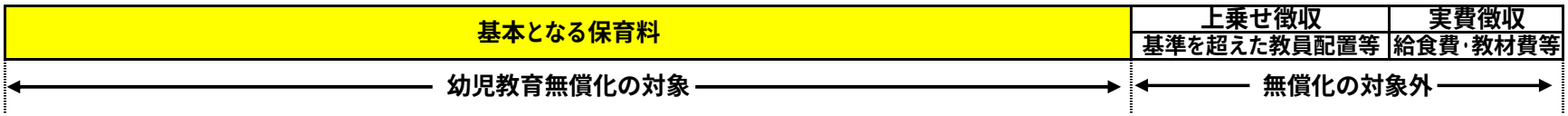

＜就園奨励費補助金の対象となる保育料と幼児教育無償化の対象（イメージ）＞

（1）園則で定められた保育料に新制度における上乗せ徴収や実費徴収にあたる給食費・教材費等が含まれていない場合（給食費等の名目で別途徴収）

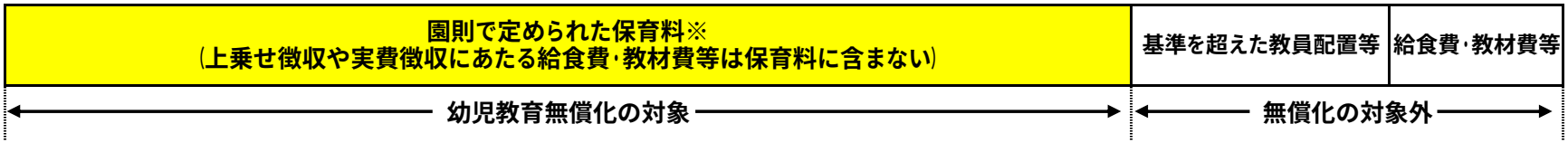

（2）園則で定められた保育料に新制度における上乗せ徴収や実費徴収にあたる給食費・教材費等が含まれている場合

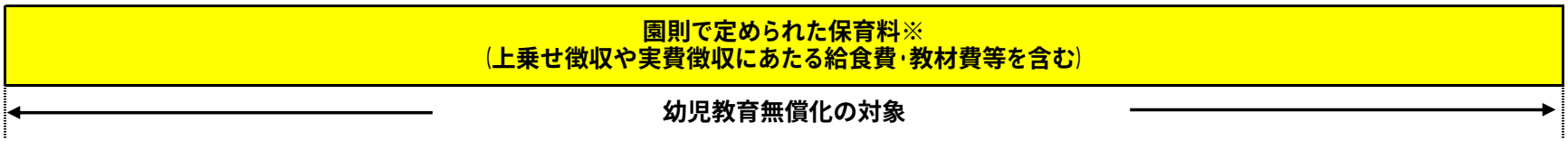

H28年度・H29年度で保育料・入園料変更のあった私立幼稚園（私学助成園）

H28年度99園中12園
H29年度89園中28園

	変更年度	H29保育料（年額）			H29入園料	H28−H27			H29−H28			届出に記載されている変更理由
		3歳児	4歳児	5歳児		3歳児	4歳児	5歳児	3歳児	4歳児	5歳児	
1	H29	264,000	264,000	264,000	40,000	0	0	0	12,000	12,000	12,000	手厚い教員配置と施設充実、環境整備
2	H29	294,000	294,000	294,000	50,000	0	0	0	30,000	30,000	30,000	価格の高騰、人件費の増大、幼児教育の充実
3	H29	321,000	321,000	321,000	60,000	0	0	0	12,000	12,000	12,000	物価の上昇、環境整備、教育の充実
4	H29	330,000	330,000	330,000	60,000	0	0	0	30,000	30,000	30,000	教育内容の充実、経営の安定化
5	H29	276,000	252,000	252,000	50,000	0	0	0	48,000	48,000	48,000	保護者負担の軽減（入園料20,000円→50,000円）
6	H29	258,000	300,000	300,000	60,000	0	0	0	0	42,000	42,000	保護者負担の軽減
7	H29	258,000	300,000	300,000	60,000	0	0	0	0	42,000	42,000	保護者負担の軽減
8	H28・29	288,000	288,000	288,000	68,000	0	12,000	0	0	0	12,000	4歳児の保育料の変更
9	H29	277,200	277,200	277,200	45,000	0	0	0	37,200	37,200	37,200	一括徴収による事務の効率化
10	H29	300,000	300,000	300,000	50,000	0	0	0	6,000	6,000	6,000	人件費の確保、教育条件の充実
11	H29	288,000	288,000	300,000	50,000	0	0	0	12,000	12,000	24,000	保育業務の質の向上と拡充
12	H29	288,000	288,000	300,000	50,000	0	0	0	12,000	12,000	24,000	理由の記載なし
13	H28	301,440	295,440 参考H28	295,440		85,440	85,440	85,440	H29年度より 新制度移行			保育料・教育充実費・教材費・給食費・誕生日会費を別科目で徴収しているものを保育料として一科目に統合することにより、保護者が受け取る就園奨励費補助金奨励費の増加を目的とする。
14	H28・29	308,400	308,400	308,400	60,000	12,000	12,000	12,000	44,400	44,400	44,400	給食費を食育の一環、行事費を体験教育ととらえ保育料に統合
15	H28・29	312,000	312,000	298,800	50,000	13,200	0	0	0	13,200	0	よい人材確保のため、人件費の増額、その他一般物価の上昇など、諸事情により教育条件の維持向上を図るため（H29年度にかけて段階的に改正）
16	H28・29	307,800	283,800	276,600	50,000	64,200	57,000	57,000	15,600	22,800	15,600	理由の記載なし
17	H28・29	336,000	336,000	336,000	100,000	0	9,600	12,000	0	0	9,600	満3歳児学級の単独設置のための教職員配置の見直しに伴う人件費の増額のため(H29までの変更はH27年度入園の3歳児より保育料を改定していることによるもの）
18	H29	288,000	288,000	300,000	50,000	0	0	0	12,000	12,000	24,000	理由の記載なし
19	H29	300,000	300,000	300,000	75,000	0	0	0	6,000	6,000	6,000	4,5歳児の父兄より遊具等の充実の要望があったため、遊具のメンテナンス及び増設のため
20	H28	309,600	309,600	309,600	30,000	13,270	13,270	13,270	0	0	0	保育料の年額を12か月均等分割して毎月の保育料とする。

H28年度・H29年度で保育料・入園料変更のあった私立幼稚園（私学助成園）

H28年度99園中12園
H29年度89園中28園

	変更年度	H29保育料（年額）			H29入園料	H28−H27			H29−H28			届出に記載されている変更理由
		3歳児	4歳児	5歳児		3歳児	4歳児	5歳児	3歳児	4歳児	5歳児	
21	H29	288,000	288,000	288,000	40,000	0	0	0	0	0	0	学校経営安定の為（入園料の増額30,000円→40,000円）
22	H29	301,200	301,200	309,600	40,000	0	0	0	25,200	25,200	33,600	補助金増額の為
23	H29	306,000	306,000	306,000	70,000	0	0	0	30,000	30,000	30,000	PTA会費、設備費を保育料として徴収
24	H29	312,000	312,000	312,000	50,000	0	0	0	24,000	24,000	24,000	PTA会費、設備費を保育料として徴収
25	H29	301,200	301,200	309,600	40,000	0	0	0	25,200	25,200	33,600	補助金増額の為
26	H29	301,200	301,200	309,600	40,000	0	0	0	25,200	25,200	33,600	補助金増額の為
27	H28	234,000	234,000	234,000	35,000	48,000	48,000	48,000	0	0	0	理由の記載なし
28	H29	321,000	321,000	321,000	40,000	0	0	0	33,000	33,000	33,000	食育を保育の一環で実施するため
29	H28	252,000	240,000 参考H28	240,000		12,000	0	0	H29年度より 新制度移行			平成28年度から入園の年少児の保育料を月21,000円（年間252,000円）に変更した、変更理由は保育の質の確保のために補助教員2名を増員し、人件費に充当するためである。年中、年長は変更なし。
30	H28	301,440	295,440	295,440	40,000	85,440	85,440	85,440	0	0	0	保育料・教育充実費・教材費・給食費・誕生日会費を別科目で徴収しているものを保育料として一科目に統合することにより、保護者が受け取る就園奨励費補助金奨励費の増加を目的とする。
31	H28	240,000	240,000	240,000	40,000	12,000	12,000	0	0	0	12,000	※平成28年度入園児より適用 体操（月9,600円）を保育料に繰り入れるため
32	H28・29	360,000	360,000	348,000	70,000	12,000	0	0	0	12,000	0	食の安全確保にかかる保護者の負担額の増
33	H29	315,600	315,600	315,600	50,000	0	0	0	48,000	48,000	48,000	給食を保育の一環として実施するため 入園料（45,000円→50,000円）
34	H29	318,000	318,000	318,000	50,000	0	0	0	13,200	13,200	13,200	園運営費の上昇の為

私学助成園における保育料変更（増額）が想定される例

【想定される例1】　これまで保育料とは別に徴収していた経費を、保育料としてまとめて徴収

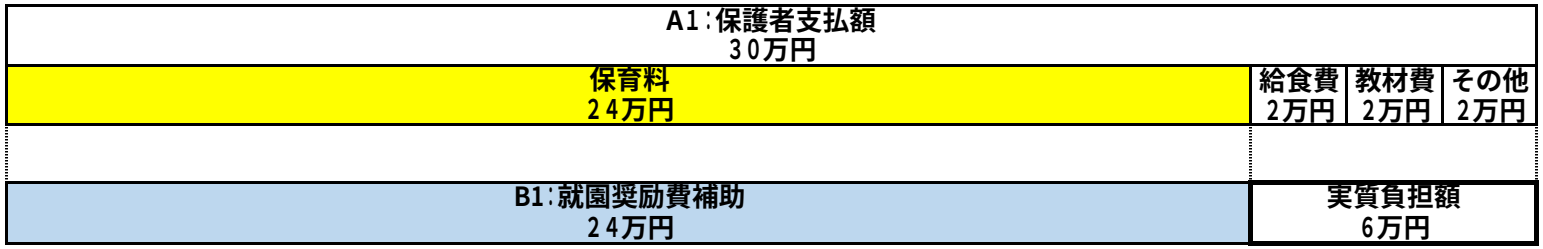

		保育料		給食費		教材費		その他
A1：保護者支払額（年額）	30万円＝	24万円＋		2万円	＋	2万円	＋	2万円
B1：就園奨励費補助	24万円							
実質負担額（A1－B1）	6万円							

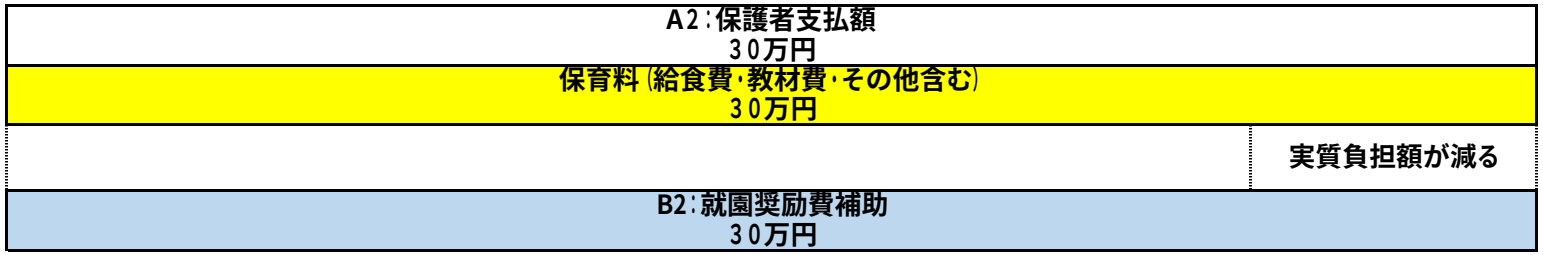

		保育料
A2：保護者支払額（年額）	30万円＝	30万円
B2：就園奨励費補助	30万円	
実質負担額（A2－B2）	0円	

<u>保護者支払額（年額）は変わらないが、実質負担額は減る</u>
<u>大阪市の支出（就園奨励費補助額）は増える</u>

私学助成園における保育料変更（増額）が想定される例

【想定される例2】　保育料増により就園奨励費補助上限に近づく
（これまで保育料とは別に徴収していた経費は引き続き別途徴収）

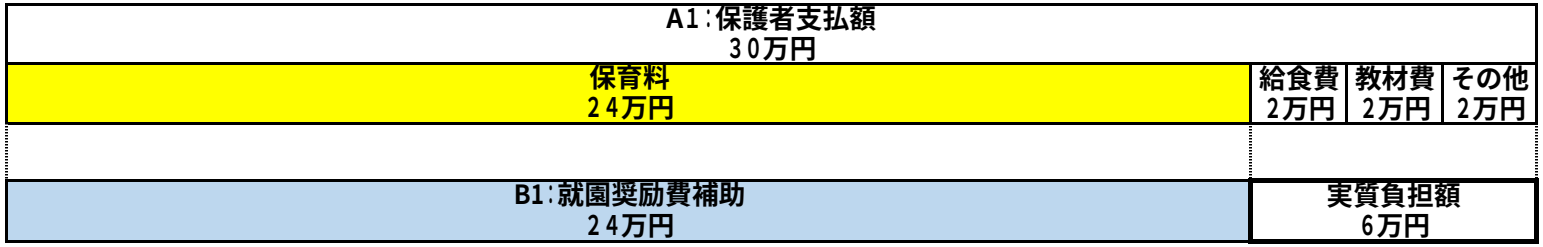

		保育料		給食費		教材費		その他
A1：保護者支払額（年額）	30万円＝	24万円	＋	2万円	＋	2万円	＋	2万円
B1：就園奨励費補助	24万円							
実質負担額（A1－B1）	6万円							

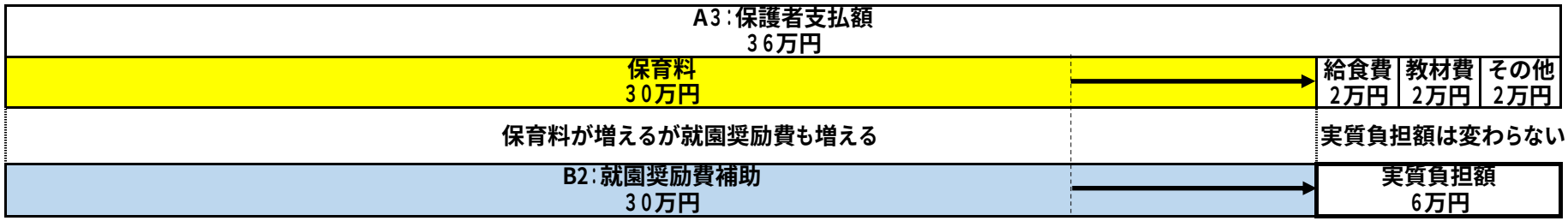

		保育料		給食費		教材費		その他
A3：保護者支払額（年額）	36万円＝	30万円	＋	2万円	＋	2万円	＋	2万円
B3：就園奨励費補助（上限）	30万円							
実質負担額（A3－B3）	6万円							

<u>保護者支払額（年額）はあがるが、実質負担額は代わらない</u>
<u>大阪市の支出（就園奨励費補助額）は増える</u>

募集要項　保育料値上げに関する記載

○　平成 29 年度認可外保育施設教育費補助にかかる補助対象施設　募集要項

９　その他留意事項

補助対象施設に選定された施設については、次の点について、ご留意ください。

・　補助対象施設に選定されたのち、理由なく保育料の値上げをしないでください。

⇩

○　平成 30 年度認可外保育施設教育費補助にかかる補助対象施設　募集要項

９　その他留意事項

補助対象施設に選定された施設については、次の点について、ご留意ください。

・　補助対象施設に選定されたのち、理由なく保育料の値上げをしないでください。

※　説明会にて再度要請

無償化の対象になったことを契機に、正当な理由なく、保育料を値上げされた場合は、補助対象施設から除外する場合がありますので、ご留意ください。なお、保育料そのものは値上げしないものの、保育料以外の名目で新たに料金を取ったり、今ある保育料以外の料金を値上げしたりした場合も同様です。やむをえず保育料等を値上げする場合は、事前に大阪市まで連絡をお願いします。